

豊橋市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (令和5年度普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 368,686	千円 144,248,485	千円 2,851,811	千円 20,671,639	% 14.3	% 15.2

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含む。

(2) 職員給与と費の状況 (令和5年度普通会計決算)

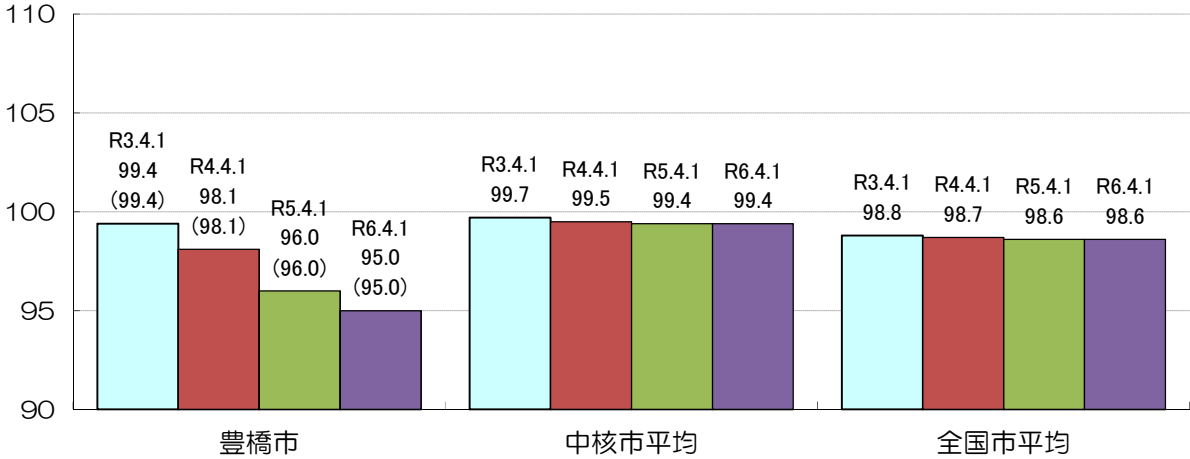
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 2,208	千円 8,286,112	千円 2,330,397	千円 3,321,855	千円 13,938,364	千円 6,313	千円 6,359

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 中核市平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.2%の引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日をもって終了）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準3%に対し、豊橋市においては6%を支給。
（実施時期） 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、
給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日時点は6%を支給。
令和元年度から1年に1%ずつ段階的に支給割合を引き下げ、令和3年4月1日に国基準の3%とする。
（参考）

	平成26年度	平成27年度の支給割合		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
豊橋市の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	5%	4%	3%	3%	3%	3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）
単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
豊橋市	40.2 歳	327,041 円	422,236 円	366,539 円
愛知県	41.5 歳	324,046 円	430,566 円	377,192 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
中核市	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

（注）一般行政職とは、医療・教育・消防・労務・税務・福祉・企業職以外の一般の事務・技術業務に携わる職員である。

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
豊橋市	318人	44.3歳	308,496円	376,817円	337,085円	—	—	—	—
うち清掃職員	137人	44.5歳	310,305円	391,586円	339,819円	廃棄物処理業	47.7歳	314,900円	1.24
うち学校給食員	8人	41.3歳	307,750円	341,868円	333,506円	飲食物調理従事者	42.6歳	287,700円	1.19
うち用務員	77人	46.6歳	321,526円	389,002円	352,414円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	244,800円	1.59
うち守衛	7人	42.1歳	300,386円	374,525円	339,852円	警備員	49.8歳	291,300円	1.29
愛知県	160人	52.3歳	302,882円	367,255円	340,299円	—	—	—	—
国	1,829人	51.2歳	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
中核市	183人	50.9歳	319,664円	376,837円	350,144円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
豊橋市	—	—	—
うち清掃職員	6,269,726円	4,376,300円	1.43
うち学校給食員	5,506,573円	3,797,800円	1.45
うち用務員	6,284,780円	3,297,300円	1.91
うち守衛	6,007,618円	3,983,700円	1.51

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～5年の3カ年平均）。
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- （注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		豊 橋 市	愛 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	207,300 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	175,000 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	179,600円～	163,300 円	—
	中 学 卒	259,000円	150,600 円	—

（注）豊橋市の技能労務職の初任給は、学歴を問わず採用時年齢による。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	285,075 円	364,179 円	394,463 円	418,964 円
	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
技能労務職	高 校 卒	242,300 円	287,433 円	312,414 円	329,367 円
	中 学 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

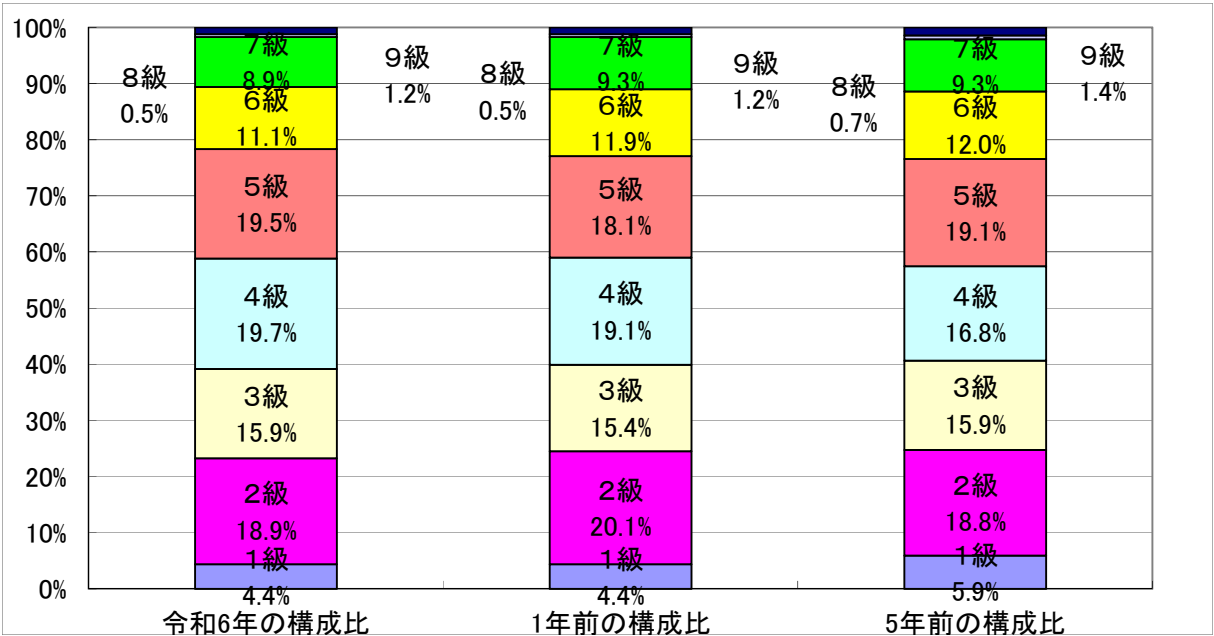
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

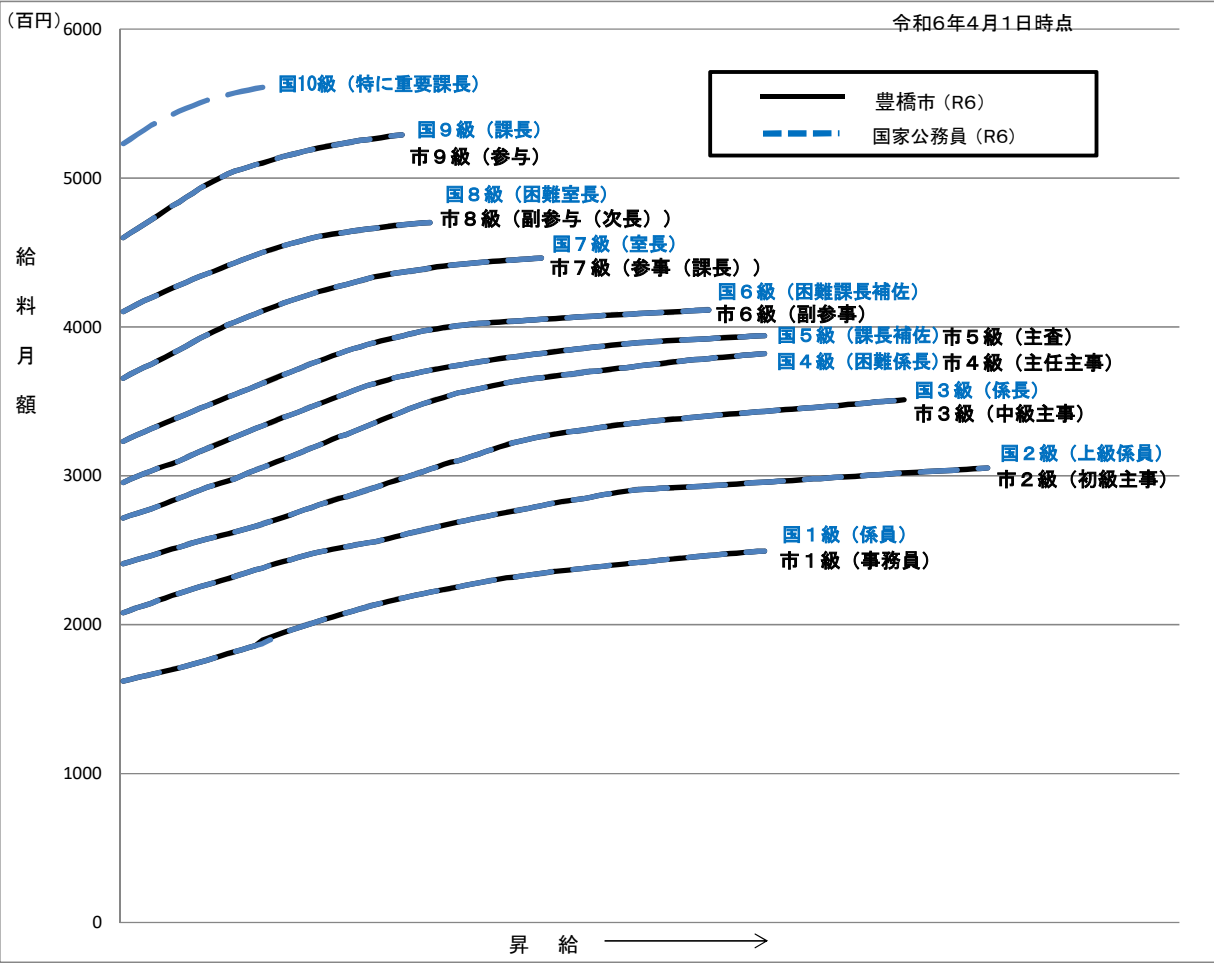
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	事務員・技術員	59人	4.4%	162,100 円	249,400 円
2 級	主事・技師	256人	18.9%	208,000 円	305,200 円
3 級		215人	15.9%	240,900 円	351,000 円
4 級	主任主事・主任技師	266人	19.7%	271,600 円	382,000 円
5 級	主査	264人	19.5%	295,400 円	394,000 円
6 級	課長補佐	150人	11.1%	323,100 円	411,300 円
7 級	課長級	120人	8.9%	365,500 円	446,200 円
8 級	次長級	7人	0.5%	410,300 円	470,000 円
9 級	部長	16人	1.2%	459,900 円	528,900 円

（注）1 豊橋市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（豊橋市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

豊 橋 市	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度普通会計決算） 1,504 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度普通会計決算） 1,784 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 3～20% 管理職加算 4～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（豊橋市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率			○	○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

豊 橋 市	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19,6695 月分 24,586875 月分	勤続20年 19,6695 月分 24,586875 月分
勤続25年 28,0395 月分 33,27075 月分	勤続25年 28,0395 月分 33,27075 月分
勤続35年 39,7575 月分 47,709 月分	勤続35年 39,7575 月分 47,709 月分
最高限度 47,709 月分 47,709 月分	最高限度 47,709 月分 47,709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算あり 在職した役職に応じた加算あり	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算あり
1人当たり平均支給額 （令和5年度普通会計決算） 2,958 千円 20,877 千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度普通会計決算）			270,601 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度普通会計決算）			122,555 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
下記以外	3 %	3,814 人	3 %
豊橋市（医師等）	16 %	231 人	16 %
都の特別区	20 %	5 人	20 %

（注） 地域手当は、給料、扶養手当、管理職手当の3%（医師等は16%、都の特別区内に在勤する職員は20%）を支給されるものである。医師等とは、医師及び歯科医師である。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度普通会計決算）				74,730 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度普通会計決算）				83,497 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度実績）				43.7 %	
手当の種類（手当数）				36種類（20 手当）	
手当の名称	主な支給対象職員	種類	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度 普通会計決算）	左記職員に対する 支給単価
滞納整理手当	右の業務に従事した職員	1	庁外にあって行う滞納金の徴収及び督促事務	58 千円	日額 400 円
			滞納処分による差押え又はその他の方法により法的効力を有することとなった差押え	998 千円	1件につき 800 円
			公売又は競売による換価	5 千円	1件につき 800 円
福祉手当	右の業務に従事した職員	2	福祉事務所における生活保護の現業業務	1,538 千円	日額 300 円
			児童発達支援センターにおける児童指導業務	405 千円	日額 150 円
			保育所及び幼保連携型認定こども園における乳幼児（3歳未満）及び障害児保育業務	2,622 千円	日額 150 円
			こども発達センターにおける保育士が行う障害児療育業務	14 千円	日額 150 円
			特別養護老人ホームにおける入所者養護業務	1 千円	日額 250 円
			養護老人ホームにおける入所者養護業務	240 千円	日額 150 円
			老人デイサービスセンターにおける介助業務	0 千円	日額 150 円
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	3	正規の勤務時間以外の時間において行う公共用地の取得等に係る交渉業務	357 千円	深夜に業務を行う場合 日額 1,500円 上記以外の場合 日額 1,000円
消防手当	右の業務に従事した職員	4	緊急出動により行う大型自動車等の運転業務	1,524 千円	1回につき 600 円
			大型自動車、中型自動車及び大型特殊自動車の運転業務	10 千円	1回につき 400 円
			準中型自動車の運転業務	1,884 千円	1回につき 100 円
			普通自動車の運転業務		
			災害活動等業務		
			火災その他火災に係る警戒、鎮圧、救助等の消防業務	6,082 千円	1回につき 1,000 円
			救急救命士が行う救急業務	16,966 千円	1回につき 450 円
			上記以外の者が行う救急業務	6,551 千円	1回につき 250 円
危険手当	右の著しく危険な業務に従事した職員	5	水質試験等の検査及び測定業務	66 千円	1時間につき 310 円
				35 千円	日額 150 円
		6	大雨、暴風又は洪水の警報発令時における道路、橋りょう、河川等の被害防止のための巡回監視または応急復旧の作業	15 千円	日没時から日出までの間に業務を行う場合 日額 1,065円 上記以外の場合 日額 710円
			巡回監視の場合		
			応急復旧の作業の場合	76 千円	日没時から日出までの間に業務を行う場合 日額 1,620円 上記以外の場合 日額 1,080円
		7	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策の業務	1,336 千円	大規模な災害の場合 日額 1,080円(心身に著しい負担を与えると市長が認める業務を行う場合にあっては、日額1,620円) 上記以外の災害の場合 日額 710円(心身に著しい負担を与えると市長が認める業務を行う場合にあっては、日額1,080円)
		8	交通を遮断することなく行う道路上の作業	68 千円	日額 300 円
			道路維持課における交通を遮断することなく行う道路保守作業、消毒作業等	1,825 千円	日額 350 円
		9	高所又は深所における作業	170 千円	日額 200 円
		10	一類感染症、二類感染症、新感染症及び指定感染症の感染症患者等の救護及び原因調査等の業務	0 千円	心身に著しい負担を与えると市長が認める業務の場合 日額 600円 上記以外の業務の場合 日額 300円
			市民病院における二類感染症患者等の入院医療業務（医師が行う業務を除く。）	0 千円	心身に著しい負担を与えると市長が認める業務の場合 日額 600円 上記以外の業務の場合 日額 300円
		11	家畜伝染病（口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、炭疽(そ)、ブルセラ病、鼻疽(そ)、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）の病原体を有する家畜又はその疑いのある家畜に係る防疫の作業	9 千円	日額 300 円
		12	保健所における結核患者及び精神障害者並びにこれらの家族等の相談指導等の業務	280 千円	日額 300 円
			こども発達センターにおける精神障害者及びその家族等の相談指導等の業務	0 千円	日額 300 円
		13	保健所における野犬等の収容等業務	19 千円	日額 250 円

危険手当	右の著しく危険な業務に従事した職員	14	廃棄物処理施設への立入検査業務	46 千円	日額 300 円
		15	資源化センターにおける焼却炉及び煙道内有害たい積物処理作業	381 千円	日額 200 円
		16	動植物公園獣舎における動物飼育及び汚物取扱いの現業業務		
			獣医師が行う業務の場合	0 千円	日額 400 円
			上記以外の技手が行う業務の場合	0 千円	日額 250 円
		17	保健所及び市民病院における輸血検査、病理検査、微生物検査及び感染症検査の業務	221 千円	日額 300 円
		18	保健所及び市民病院における診療用放射線機器等を操作する技術業務及びこれに付随する放射線業務	0 千円	月額 7,000 円
		19	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務	0 千円	日額 3,000 円
		20	新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触し、又はこれらの者に長期間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準すると認める業務に従事した場合	360 千円	日額 4,000 円
行旅病人、同死亡人取扱手当	右の業務に従事した職員	21	特定新型インフルエンザ等から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務	0 千円	規則で定める額
		22	行旅病人の収容作業	0 千円	1人につき 1,000 円
		23	行旅死亡人の取扱作業	0 千円	1人につき 2,500 円
清掃手当	右の業務に従事した職員	24	環境部におけるし尿及びごみの収集処理等の作業	20,019 千円	日額 610 円
犬、ねこ死体処理手当	右の業務に従事した職員	25	犬及びねこの死体処理の作業 遺棄されたもの等の収集処理作業の場合	12 千円	1匹につき 400 円
技術管理手当	右の業務に従事した職員	26	電気主任技術者が行う技術管理業務	83 千円	1か所につき、月額 4,000 円
			ボイラー・タービン主任技術者が行う技術管理業務	0 千円	
			廃棄物処理施設技術管理者が行う技術管理業務	220 千円	
			建築主事が行う技術管理業務	78 千円	
夜間看護手当	右の業務に従事した職員	27	特別養護老人ホームにおいて正規の勤務時間による勤務を深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。夜間看護等手当の項において同じ。）において行う看護の業務	0 千円	勤務1回につき 3,300 円
と畜検査手当	右の業務に従事した職員	28	食肉衛生検査所におけると畜検査の業務	2,918 千円	日額 900 円
診療手当	右の業務に従事した職員	29	市民病院における医師が行う診療業務	0 千円	診療収入月額の100分の5の額以内
			こども発達センターにおける医師が行う診療業務	5,890 千円	診療収入月額の100分の15の額以内
保健所医師手当	右の業務に従事した職員	30	保健所における医師が行う業務	1,200 千円	月額 100,000 円以内
妊産婦指導管理業務手当	右の業務に従事した職員	31	市民病院における助産師が行う妊産婦指導管理の業務	0 千円	日額 300 円
分べん取扱手当	右の業務に従事した職員	32	市民病院における助産師が行う分べん取扱業務	0 千円	1件につき3,000円を当該業務に従事した助産師の数で除して得た額
夜間看護等手当	右の業務に従事した職員	33	市民病院において正規の勤務時間による勤務の全部又は一部を深夜において医療職給料表（三）の適用を受ける職員が行う看護の業務又は医療職給料表（二）の適用を受ける職員が行う救急医療の業務 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	0 千円	勤務1回につき 8,700 円
			その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 勤務1回につき深夜における勤務時間が、勤務1回につき深夜における勤務時間が4時間以上である場合	0 千円	4,700 円
			勤務1回につき深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	0 千円	4,300 円
			勤務1回につき深夜における勤務時間が2時間未満である場合	0 千円	2,600 円
医療待機業務手当	右の業務に従事した職員	34	市民病院における緊急医療業務のため正規の勤務時間以外の時間に行う待機業務	0 千円	勤務1回につき 2,000 円
緊急相談等業務手当	右の業務に従事した職員	35	庁外において正規の勤務時間以外の時間において行う緊急相談等業務	42 千円	日額 500 円
教員特殊業務手当	右の業務に従事した職員	36	学校の管理下において行われる部活動における児童に対する指導の業務	0 千円	日額 2,700 円

（注）特殊勤務手当は、著しく困難、危険、不快または不健康な勤務に従事した場合に支給されるものである。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度普通会計決算）	801,321 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度普通会計決算）	407 千円
支給実績（令和4年度普通会計決算）	795,352 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度普通会計決算）	414 千円

（注） 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外に勤務した場合、勤務した時間数に応じて支給されるものである。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度普通会計決算）	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円を支給（16～22歳までの子は1人につき5,000円加算）	同じ	—	243,684 千円	243,441 円
住居手当	16,000円を超える家賃支払者/28,000円(上限額)、その他は非支給	同じ	—	148,905 千円	272,720 円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に距離・通勤方法に応じて2,400円～31,600円、定期券利用職員に購入価額を支給(1か月55,000円限度)、徒歩通勤者は非支給	異なる	距離区分毎の支給単価 自転車使用職員の手当を増額	171,733 千円	84,307 円
单身赴任手当	異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で居住する職員で、移転前の住居から公署への通勤が困難と認められる者30,000円～100,000円	同じ	—	1,008 千円	504,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(行政職の場合、50,700～105,100円)	異なる	支給区分支給額	286,307 千円	745,591 円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務をした場合に支給（勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の135～150/100）	同じ	—	155,852 千円	203,995 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務をした場合に支給(勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の25/100)	同じ	—	18,722 千円	64,782 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給(宿日直勤務1回につき4,400円)	同じ	—	1,434 千円	143,400 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給(週休日等の場合(勤務1回につき7,000円～10,000円) 週休日以外の場合（勤務1回につき3,500円～5,000円）	異なる	支給区分支給額	4,687 千円	21,402 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,091,000 円	(参考) 中核市における最高／最低額	
	副 市 長	915,000 円	1,180,000円 / 707,000円	960,000円 / 696,000円
報 酬	議 長	716,000 円	823,000円 / 584,000円	
	副 議 長	651,000 円	747,000円 / 504,000円	
	議 員	585,000 円	700,000円 / 475,000円	
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 長	3.4 月分		
	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長	3.4 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×60/100 給料月額×在職月数×40/100 ※在職月数は48月を限度とする	31,420,800円 17,568,000円	任期ごと 任期ごと
備 考				

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 2 期末手当は勤務期間により割落としがある。

6 職員数の状況

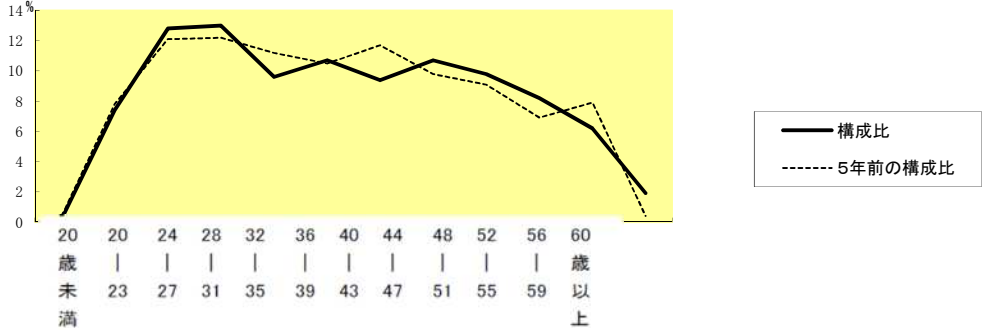
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門 区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議 会	15	15	0	愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会派遣に伴う増
	総 務	407	426	19	
	税 務	111	110	▲ 1	
	民 生	340	353	13	児童相談体制の強化
	衛 生	411	413	2	
	労 働	4	5	1	
	農林水産	53	51	▲ 2	北部地域活性化推進室の設置
	商 工	39	50	11	
	土 木	237	240	3	
	計	1,617	1,663	46	<参考> 人口1万当たり職員数 45.10 人 (中核市の人口1万当たり職員数 47.28 人)
	教育部門	252	256	4	救急需要増加への対応
	消防部門	339	347	8	
公 営 企 業 計 等 部 門	小 計	2,208	2,266	58	<参考> 人口1万当たり職員数 61.46 人 (中核市の人口1万当たり職員数 65.57 人)
	病 院	1,347	1,348	1	
	水 道	86	86	0	
	下 水 道	96	96	0	
	そ の 他	139	139	0	
合 計	小 計	1,668	1,669	1	
	合 計	3,876 [3,830]	3,935 [3,925]	59 [95]	<参考> 人口1万当たり職員数 106.73 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 育児休業等への対応職員は含むが、次年度補充することとなる欠員は含まない。
3 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	9	291	505	512	376	423	371	420	386	324	245	73	3,935

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 \ 年 度	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数 (率)
一 般 行 政	1,555	1,554	1,556	1,588	1,617	1,663	108 (6.9%)
教 育	240	249	260	252	252	256	16 (6.7%)
消 防	337	337	337	333	339	347	10 (3.0%)
普通会計計	2,132	2,140	2,153	2,173	2,208	2,266	134 (6.3%)
公 営 企 業 等 会 計 計	1,550	1,606	1,635	1,655	1,668	1,669	119 (7.7%)
総合計	3,682	3,746	3,788	3,828	3,876	3,935	253 (6.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分		総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
		千円	千円	千円	%	%
令和 5年度	水 道	5,773,024	214,285	582,529	10.1	9.9
	下水道	8,474,634	302,469	494,338	5.8	6.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費353,490千円を含まない。

区 分		職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考) 全国市平均 一人当たり給与費
		人	給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円	千円	千円
令和 5年度	水 道	92	340,916	79,419	134,829	555,164	6,034	6,118
	下水道	101	374,256	82,908	150,321	607,930	6,019	6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
豊 橋 市 水 道 事 業	49.3 歳	329,374 円	502,866 円
豊 橋 市 下 水 道 事 業	49.8 歳	331,603 円	501,592 円
団 体 平 均 （ 水 道 ）	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
団 体 平 均 （ 下 水 道 ）	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

豊橋市上下水道事業		豊 橋 市	
1人当たり平均支給額（令和5年度決算）		1人当たり平均支給額（令和5年度普通会計決算）	
1,477 千円		1,504 千円	
（令和5年度支給割合）		（令和5年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職段階別加算額 5～20%		役職段階別加算 5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

豊橋市上下水道事業			豊 橋 市		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～4.5%加算あり			定年前早期退職特例措置 2～4.5%加算あり		
在職した役職に応じた加算あり			在職した役職に応じた加算あり		
1人当たり平均支給額（令和5年度決算）	2,037 千円	2,077 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度普通会計決算）	2,958 千円	20,877 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		22,788 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		118,073 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
豊橋市	3 %	182 人	3 %

（注）1 地域手当は、給料、扶養手当、管理職手当の3%を支給されるものである。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）				4,974 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）				52,358 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度実績）				49.0 %	
手当の種類（手当数）				9種類（6 手当）	
手当の名称	主な支給対象職員	種類	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	右の業務に従事した職員	1	戸外にあって行う水道料金、下水道使用料及び下水道受益者負担金その他の滞納金の徴収及び督促事務	0 千円	日額 400 円
			滞納処分による差押え又はその他の方法により法的効力を有することとなった差押え	2 千円	1件につき 800 円
			公売又は競売による換価	0 千円	1件につき 800 円
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	2	正規の勤務時間以外の時間において行う公共用地の取得等に係る交渉業務	0 千円	日額 650 円
危険手当	右の著しく危険な業務に従事した職員	3	水質試験の業務	207 千円	日額 150 円
		4	大雨、暴風又は洪水の警報発令時における水道施設及び下水道施設の被害防止のための巡回監視又は応急復旧の作業（巡回監視の場合）	0 千円	日額 350 円
			同上（応急復旧作業の場合）	0 千円	日額 530 円
		5	交通を遮断することなく行う道路上の作業	704 千円	日額 300 円
汚物取扱手当	右の著しく危険な業務に従事した職員	6	高所又は深所における作業	0 千円	日額 200 円
		7	下水道整備課における下水道管きよの清掃等の作業（管内作業の場合）	67 千円	日額 500 円
			同上（上記以外の場合）	406 千円	日額 400 円
待機業務手当	右の業務に従事した職員	8	下水道の使用開始、中止清算等又は水道施設の事故発生等に対応するため正規の勤務時間以外の時間に行う待機業務	1,956 千円	勤務1回につき 2,000 円
			電気主任技術者が行う技術管理業務	96 千円	1か所につき、月額 4,000 円

（注）特殊勤務手当は、著しく困難、危険、不快または不健康な勤務に従事した場合に支給されるものである。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	59,417 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	347 千円
支給実績（令和4年度決算）	58,185 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	338 千円

（注）1 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外に勤務した場合、勤務した時間数に応じて支給されるものである。

（注）2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

3 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円を支給（16歳～22歳までの子は1人につき5,000円加算）	同じ	-	27,572 千円	257,673 円
住居手当	12,000円を超える家賃支払者/27,000円(上限額)、その他は非支給	同じ	-	12,347 千円	293,976 円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に距離・通勤方法に応じて2,400円～31,600円、定期券利用職員に購入価額を支給（1か月55,000円限度）、徒歩通勤者は非支給	同じ	-	13,240 千円	84,872 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(企業職の場合、50,700～105,100円)	同じ	-	16,883 千円	767,409 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務をした場合に支給(勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の25/100)	同じ	-	5,553 千円	241,435 円